

世帯例（優先度ランク・調整指数の出し方）

No	世帯	状況	個人優先度 ランク	世帯優先度 ランク	調整指数	考え方
1	父	月160時間居宅“外”就労	A	A	7	①別表1で父と母の個人優先度ランクを“A”に決定 ②父と母の個人優先度ランクが同じ“A”のため、世帯優先度ランクを“A”に決定 ③別表3の1項（育休から復職）と2項（兄弟姉妹が在園中）に該当するため、調整指数を3点+4点で“7点”に決定
	母	月160時間居宅“外”就労 育児休業から復職予定	A			
	兄（姉）	市内の保育園に入所中				
2	父	月160時間居宅“内”就労 （自営業）	B	B	0	①別表1で父と母の個人優先度ランクを“B”と“A”に決定 ②父と母の個人優先度ランクが異なるため、世帯優先度ランクを、低い方の“B”に決定 ③別表3に該当する項がないため、調整指数を“0点”に決定
	母	月160時間居宅“外”就労	A			
3	父	月160時間居宅“外”就労	A	B	1	①別表1で父と母の個人優先度ランクを“A”と“B”に決定 ②父と母の個人優先度ランクが異なるため、世帯優先度ランクを、低い方の“B”に決定 ③別表3の5項（個人優先度ランクを決定したほかに該当する）に母が該当するため、調整指数を“1点”に決定
	母	月120時間居宅“外”就労 身体障害者手帳3級所持	B			
4	父	月160時間居宅“外”就労	A	G	0	①別表1で父と母の個人優先度ランクを“A”と“G”に決定 ②父と母の個人優先度ランクが異なるため、世帯優先度ランクを、低い方の“G”に決定 ③別表3に該当する項がないため、調整指数を“0点”に決定
	母	求職活動中	G			
5	母	月160時間居宅“外”就労 ひとり親世帯	A	A	30	①別表1で母の個人優先度ランクを“A”に決定 ②別表2の1項（ひとり親世帯）に該当するため、世帯優先度ランクを“A”に決定 ③別表3の6項のAに該当するため、調整指数を“30点”に決定

（備考）あくまでも例のため、実際の優先度ランク・調整指数は世帯の状況等によって異なる可能性があります。また、仮にこの5世帯が同じ保育園を申し込んでいた場合は、「5」→「1」→「3」→「2」→「4」の順番に優先して、空き定員の範囲内で入所決定を行います。